

名古屋市フリースクール等支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、名古屋市フリースクール等支援事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、適正かつ円滑な事業執行を図るため、必要な事項を定める。

(目的)

第 2条 本事業は、フリースクール等を設置する団体の安定的な運営及び支援の質の向上を図ることにより、学校に行きづらさを感じている児童生徒の居場所づくり及び社会的自立に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第 1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）のことをいう。
- (2) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒であつて、名古屋市立の学校に在籍する者をいう。
- (3) 不登校の児童生徒 前号に定める児童生徒のうち、欠席日数にかかわらず、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によつて、出席しない又はすることができない状況にある者のことをいう。
- (4) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。ただし、親権を行う者が当該不登校の児童生徒と別居し、かつ、監護及び教育を行わないと認めるときは、当該不登校の児童生徒と同居し、かつ、監護及び教育を行う者を保護者とみなす。
- (5) サポートプラン フリースクール等が、保護者や在籍校と連携しながら、不登校の児童生徒一人ひとりの状況に寄り添った支援を提供することができるよう、当該不登校の児童生徒の状況等を把握し、フリースクール等における支援の方向性等を不登校の児童生徒ごとに記載するものをいう。

(フリースクール等)

第 4条 本事業におけるフリースクール等は、名古屋市内に所在する民設・民営の通所型施設（法令等により設置・認可等がされている施設を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 不登校の児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として活動していること。
- (2) 不登校の児童生徒の健全育成及び将来的な社会的自立を図るために活動していること。
- (3) 不登校の児童生徒の在籍校及び名古屋市教育委員会との連携・協力体制が構築できること。
- (4) 不登校の児童生徒の毎月の通所状況及び活動内容等を、在籍校に報告することができること。
- (5) 原則として週 1日以上、学校の課業時間に開所していること。
- (6) 保護者等に対して、ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにするなど適切に情報提供を行っていること。
- (7) 施設運営者の親族（民法（明治29年法律第89号）第 725条に規定する者。）のみを利用対象としていないこと。
- (8) 本事業の実施に必要な範囲において、本市によるヒアリング、現地確認及び巡回指導を承諾すること。
- (9) 法令等により設置・認可等されている施設か否かを確認する必要があると市長が認める場合、当該設置・認可等を所管する機関と市長が当該施設に係る情報を共有することについて同意できること。
- (10) 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していないこと。
- (11) 施設の運営主体が暴力団（名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市長令第19号。以下「暴排条例」という。）第 2条第 1号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (12) 施設の運営主体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2条第 2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5年を経過しない者をいう。）に該当する者がいないこと。

（事業内容）

第 5条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) フリースクール等の安定的な運営及び支援の質の向上に資する活動に対し、別に定める補助を行うことにより支援する。
- (2) 不登校の児童生徒に寄り添った支援の充実につなげるため、フリースクール等のスタッフを対象として、不登校の児童生徒と接する上で重要な知識及び手法等に関する研修を実施する。

(サポートプラン)

第 6条 前条第 1号の支援を受けようとするものは、通所する不登校の児童生徒一人ひとりにつき、個別のサポートプランを作成し、これを活用する。サポートプランの作成等に係る事項については、別に定める。

(その他)

第 7条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。